

令和3年6月21日(月)
国土交通省 関東地方整備局
東京第一営繕事務所
東京第二営繕事務所
甲武営繕事務所

記者発表資料

令和3年度 営繕事務所事業概要について [東京第一営繕事務所][東京第二営繕事務所][甲武営繕事務所]

■ 令和3年度の予算規模

東京第一営繕事務所	:	約 26億円
東京第二営繕事務所	:	約 32億円
甲武営繕事務所	:	約 59億円

■ 令和3年度事業概要

施設の新築

小笠原諸島森林生態系保全センター母島事務所の新築を行います。

耐震改修

警視庁警察学校、日本社会事業大学の天井耐震改修を行います。

既存施設の改修

庁舎の経年劣化に伴う、外壁、内装、屋上防水等の改修を行います。

設備の老朽化に伴う空調設備、給排水衛生設備、自動火災報知設備、照明等の更新を行います。

なお、設備の更新にあたっては、CO2排出削減効果の高い機器に更新するなど、環境に配慮します。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、東京都庁記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局
東京第一営繕事務所
TEL:03-3363-2694
FAX:03-3367-8796

いまいよしあき
技術課長 今井 義明

国土交通省関東地方整備局
東京第二営繕事務所
TEL:03-3531-6550
FAX:03-3531-6695

まえだこういち
技術課長 前田 浩一

国土交通省関東地方整備局
甲武営繕事務所
TEL:042-529-0011
FAX:042-529-0014

おおひらまりこ
技術課長 大平 真梨子

営繕事務所の管轄区域

東京第一営繕事務所

- ・ 東京都 9区
（練馬区、新宿区、渋谷区、港区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区）
- ・ 埼玉県全域

東京第二営繕事務所

- ・ 東京都 8区
（荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、中央区、江戸川区）
- ・ 千葉県全域

甲武営繕事務所

- ・ 東京都 6区
（中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区）
- ・ 東京都
（多摩地区、島しょ地区）
- ・ 山梨県全域

お問い合わせ先
東京第一営繕事務所
電話 03-3363-2694
住所 東京都新宿区百人町3-28-8
技術課長 今井 義明

令和3年度 管内予算概要 (東京第一営繕事務所)

予算額(百万円)

項目	前年度予算額	今年度予算額	備考
官庁営繕事業	2,468 (2,095)	2,277 (2,078)	
支出委任事業	1,289 (528)	288 (111)	
受託事業	1,570 (0)	0 (0)	
合計	5,327 (2,623)	2,565 (2,189)	

※()内の予算額は管轄区域における東京都管轄の予算額

令和3年度 管内事業概要一覧表(東京第一営繕事務所)

区分		施設名	所在地	事業概要	実施年度	備考
官庁営繕事業	東京都	渋谷地方合同庁舎	渋谷区	エレベーター設備改修	R2～R3	継続
		市ヶ谷警察総合庁舎	新宿区	庁舎 新営 SRC造 地上7階地下2階 約32,200㎡	R1～R5	継続
	埼玉県	税務大学校和光校舎	和光市	厚生棟、研修棟 天井耐震対策 SRC造地上2階地下1階	R2～R3	継続
支出委任事業	東京都	小石川地方合同庁舎(仮称)	文京区	庁舎 新営 S造 地上5階地下2階 約9,300㎡	R2～R7	継続
	埼玉県	埼玉県警察機動隊	朝霞市	浄化槽設置	R3	新規
		国税庁事務管理センター	朝霞市	浄化槽設置	R3	新規

【凡例】 S造:鉄骨造、RC造:鉄筋コンクリート造、SRC造:鉄骨鉄筋コンクリート造

令和3年度 工事施設一覧表(東京第一営繕事務所)



東京都			埼玉県		
番号	施設名称	場所	番号	施設名称	場所
①	渋谷地方合同庁舎	渋谷区	④	税務大学校和光校舎	和光市
②	市ヶ谷警察総合庁舎	新宿区	⑤	埼玉県警察機動隊	朝霞市
③	小石川地方合同庁舎(仮称)	文京区	⑥	国税庁事務管理センター	朝霞市

東京第一営繕事務所管轄地域:

東京都9区(練馬区、新宿区、渋谷区、港区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区)及び埼玉県全域

お問い合わせ
東京第二営繕事務所
TEL 03-3531-6550
住所 東京都江東区東雲1-9-5
技術課長 前田 浩一

令和3年度 管内予算概要

(東京第二営繕事務所)

予算額(百万円)

予算項目	前年度予算額	今年度予算額	備考
官庁営繕事業	2,952 (2,952)	2,466 (2,374)	
支出委任事業	246 (0)	774 (91)	
受託事業	1,366 (1,366)	0 (0)	
合計	4,564 (4,318)	3,240 (2,465)	

* ()内の予算額は、管轄区域における東京都管轄予算額を示す。

令和3年度 管内事業概要一覧表（東京第二営繕事務所）

区分	施設名	所在地	事業概要	実施年度	備考	
官庁営繕事業	東京都	東雲合同庁舎	庁舎 S造 地上13階 20,868㎡(平成25年度完成) (PFI事業)	H21～R4	継続	
		東京国税局庁舎	庁舎 S造一部SRC、RC 地上10階地下2階 59,376㎡ (平成27年度完成)(PFI事業)	H21～R6	継続	
	千葉県	成田空港合同庁舎(3号棟)	成田市	外壁改修	R3	新規
支出委任事業	東京都	警視庁第九機動隊	江東区	空調設備改修	R3	新規
	千葉県	千葉運輸支局	千葉市	倉庫新営(木造)、既存倉庫取り壊し	R2～R3	継続
		浦安総合センター・ひので寮	浦安市	自動火災報知設備改修	R3	新規
		千葉港湾合同	千葉市	使用調整	R3	新規
千葉労災特別介護施設		四街道市	自動制御設備改修	R3	新規	

【凡例】 S造:鉄骨造、RC造:鉄筋コンクリート造、SRC造:鉄骨鉄筋コンクリート造

令和3年度 工事対象施設一覧表 (東京第二営繕事務所)



東京都		
番号	施設名称	場所
①	東京国税局	中央区
②	東雲合同庁舎	江東区
③	警視庁第九機動隊	江東区

千葉県		
番号	施設名称	場所
①	成田空港合同庁舎(3号棟)	成田市
②	千葉運輸支局	千葉市
③	浦安総合センター・ひので寮	浦安市
④	千葉港湾合同	千葉市
⑤	千葉労災特別介護施設	四街道市

問い合わせ先
甲武営繕事務所 TEL 042-529-0011 住所:東京都立川市緑町3567 技術課長 大平 真梨子

令和3年度管内予算概要（甲武営繕事務所）

予算額(百万円)

項目	前年度予算額	今年度予算額	備考
官庁営繕事業	2,120 (1,240)	2,116 (945)	
支出委任事業	2,420 (2,420)	3,471 (3,471)	
受託事業	203 (0)	343 (0)	
合計	4,744 (3,660)	5,930 (4,415)	

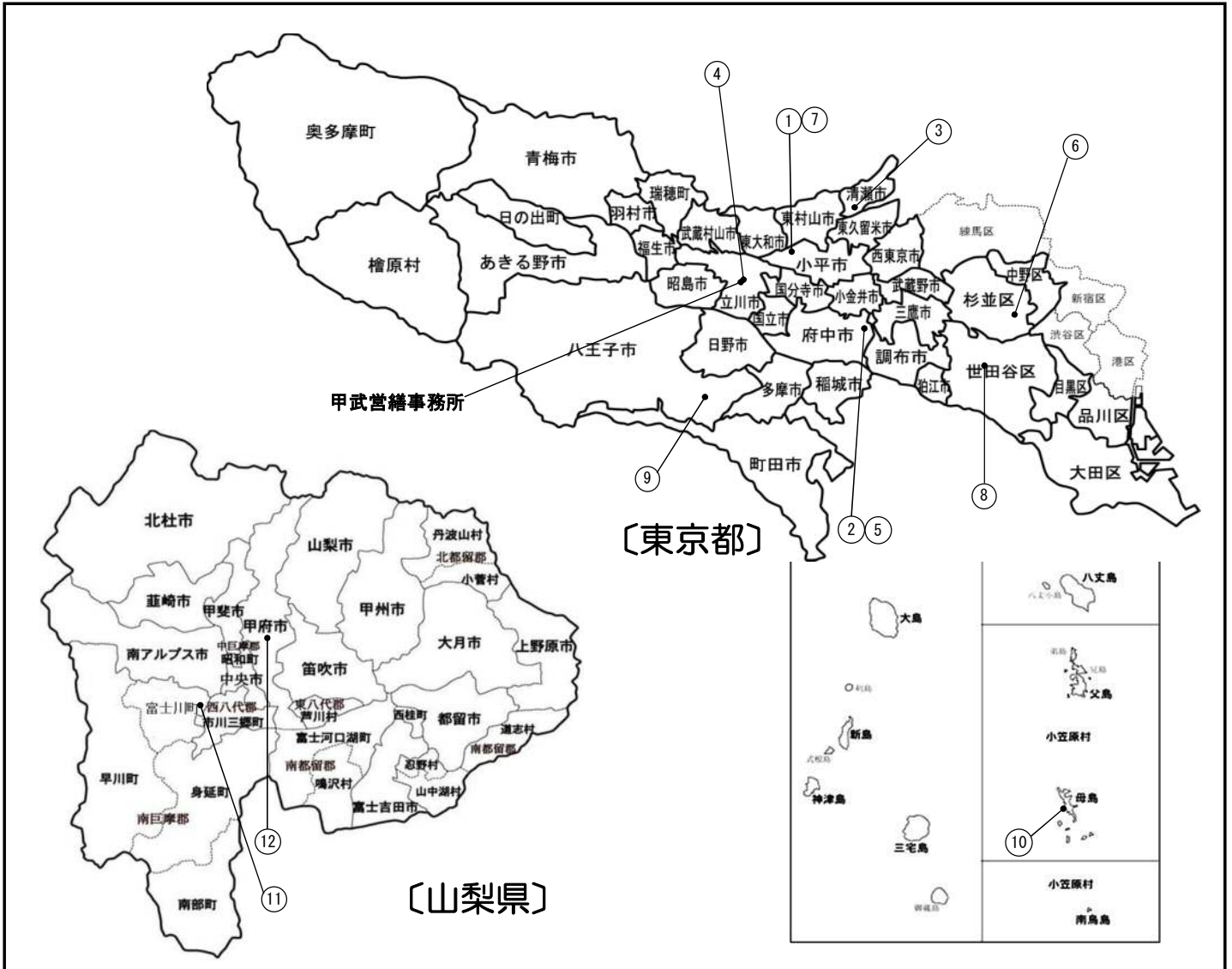
※()内の予算額は、管轄区域における東京都管轄の予算額

令和3年度管内事業概要一覧表(甲武営繕事務所)

区分		施設名	所在地	事業概要	実施年度	備考
官庁営繕事業	東京都	関東管区警察学校	小平市	講堂 特定天井改修	R2-R3	継続
		警視庁警察学校	府中市	講堂 特定天井改修	R3-R5	新規
				術科訓練棟 特定天井改修	R3-R5	新規
		日本社会事業大学	清瀬市	講堂 特定天井改修	R3	新規
				体育館 特定天井改修	R3	新規
	立川地方合同庁舎	立川市	庁舎 S造 地上7階 18,028㎡ (平成25年度完成)【PFI事業】	H20-R3	継続	
	山梨県	富士川地方合同庁舎(仮称)	富士川町	新営 庁舎他 RC造 地上5階 約3,800㎡(国分)	H29-R4	継続
甲府地方合同庁舎		甲府市	庁舎 RC造 地上10階 13,857㎡ (平成23年度完成)【PFI事業】	H20-R3	継続	
支出委任事業	東京都	警視庁警察学校	府中市	本館・教場棟・術科訓練棟・講堂棟・学生棟他 防災設備改修(電気)	R1-R3	継続
		警察大学校	府中市	空調設備改修	R2-R4	継続
		杉並区宿舍	杉並区	宿舍改修	R3	新規
		千歳船橋宿舍	世田谷区	屋根防水・外壁改修	R2-R3	継続
		八王子法務総合庁舎	八王子市	使用調整、庁舎取り壊し	R2-R3	継続
		小笠原諸島森林生態系保全センター-母島事務所	小笠原村	新営 庁舎 木造 地上1階 125㎡	R3-R4	新規
		日本社会事業大学	清瀬市	講堂 照明改修	R3	新規
体育館 内装他改修	R3			新規		
事業受託	山梨県	富士川地方合同庁舎(仮称) (官庁営繕事業と合築)	富士川町	新営 庁舎他 RC造 地上5階 約1,500㎡(町分)	H29-R4	継続

【凡例】 S造:鉄骨造、RC造:鉄筋コンクリート造、SRC造:鉄骨鉄筋コンクリート造

令和3年度 工事施設一覧表(甲武営繕事務所)



	東京都			山梨県		
	番号	施設名称	場所	番号	施設名称	場所
	①	関東管区警察学校	小平市	⑪	富士川地方合同庁舎(仮称)	富士川町
	②	警視庁警察学校	府中市	⑫	甲府地方合同庁舎	甲府市
	③	日本社会事業大学	清瀬市			
	④	立川地方合同庁舎	立川市			
	⑤	警察大学校	府中市			
	⑥	杉並区宿舍	杉並区			
	⑦	関東管区警察局小平宿舍	小平市			
	⑧	千歳船橋宿舍	世田谷区			
	⑨	八王子法務総合庁舎	八王子市			
	⑩	小笠原諸島森林生態系保全センター母島事務所	小笠原村			

甲武営繕事務所管轄区域：山梨県及び東京都(中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区及び目黒区並びに特別区の存する区域以外の地域)